

改正

令和3年4月1日要綱第135号

令和5年4月1日要綱第102号

令和6年4月1日要項第 号

岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域において身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品、日用雑貨品等（以下「日常生活物資」という。）の買物が困難な状況に置かれている者（以下「買い物弱者」という。）の買物の機会の確保、生活の維持向上等を図ることを目的として、買い物弱者を主な対象者として移動販売により日常生活物資の購入支援を行う者に当該移動販売に使用する車両（以下「移動販売車」という。）の購入その他運営に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することに関し、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）第2条第1号から第4号までに規定する区域及び岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める区域を定める規則（平成26年規則第29号）で定められた区域
- (2) 小規模・高齢化集落 集落内の戸数が19戸以下で、高齢化率が50パーセント以上の集落
- (3) 柱島群島地域 柱島、端島及び黒島の3島をいう。
- (4) 買物困難集落 買い物弱者が徒歩で外出し、買物行為を行うことが困難である集落
- (5) 移動販売 あらかじめ巡回するコースと時間を設定し、集落の中心部などで買い物弱者を主な対象者として、日常生活物資を自動車により販売する形態（車内で調理加工した食品等を販売するもの、特定の世帯又は施設に訪問して販売するもの及び商品のみを配達するものを除く。）。ただし、柱島群島地域においては、船舶による海上輸送とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 移動販売車の購入又はリースに係る事業
- (2) 移動販売車への改造又は既存の移動販売車若しくは船舶の改良に係る事業
- (3) 移動販売車による輸送又は船舶による海上輸送の運営に係る事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満た

す者とする。

- (1) 買い物弱者を主な対象者として、小規模・高齢化集落又は柱島群島地域であり、かつ、買物困難集落において週1回以上（船舶による海上輸送にあつては、2週間に1回以上）定期的に移動販売を行う者
- (2) 移動販売において、日用生活物資をおおむね10品目以上販売する者。ただし、生鮮食料品である精肉、鮮魚又は野菜の販売を生業とする者は、この限りでない。
- (3) 移動販売の巡回するコースについて、あらかじめ本市と協議し、調整することができる者
- (4) 移動販売に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守する者
- (5) 5年以上継続して移動販売を行う見込みがある者
- (6) 納付義務がある市税、国民健康保険料（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料、簡易水道使用料及び市営住宅使用料（以下「市税等」という。）の滞納がない者（法人にあつては、その代表者を含む。）
- (7) 岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (8) 本市及び他の市町が行う同様の助成金の交付を受けていない者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める条件を満たす者
（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者が市長に提出する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 移動販売に係る事業計画書（様式第2号）
- (3) 定款又はこれに類するもの
- (4) 法人の登記事項証明書（補助対象者が個人の場合は、当該個人の住民票の写し）
- (5) 移動販売車による営業に係る許可証の写し
- (6) 移動販売に使用する車両の自動車検査証の写し
- (7) 補助対象経費の明細等を証する書類の写し（見積書、図面等）
- (8) 移動販売車又は船舶の写真（改造又は改良に係る車両又は船舶については、当該改造前又は改良前のもの）
- (9) 移動販売ルートを示す地図
- (10) 市税等の滞納がないことを証する書類（法人にあつては、当該法人及び代表者のもの）（交付申請時、本市に住民登録（法人にあつては、事業所の所在地）がない場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 移動販売車による輸送に加え、船舶による海上輸送を行う事業者は、それぞれの運営

に係る事業に対し補助金の交付申請を行うことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が移動販売車による輸送又は船舶による海上輸送の運営に係る事業の補助金の交付を受けようとするときは、第1項第7号の書類の提出を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に関し、移動販売を行ったことを確認できる書類を、交付決定の日の属する年度から起算して5年度にわたり、当該年度分を当該年度の末日までに市長に提出すること。
- (2) 補助事業において、その取扱い及び表示物等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の世帯又は施設に対してのみ販売等を行うその他公共性を損なうおそれのあるもの
 - イ 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの
 - オ 誇大表示、不当表示その他表示方法等が不適切なもの
 - カ 暴力団又はその構成員その他これらに準ずるものが補助事業に関与するもの
 - キ その他市長が適当でないと認めるもの
- (3) 補助事業により取得した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでに、市長の承認を得ないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合に市長に提出する書類は、岩国市買い物弱者支援事業費補助金変更等申請書(様式第4号)とする。

- (1) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の目的、効果、実施方法等に大きな影響を及ぼすと認められる変更をしようとするとき。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助事業の変更又は中

止若しくは廃止の承認の可否を通知するものとする。

(実施期間)

第10条 補助事業の実施期間は、市長が第7条の規定による補助金の交付決定を行った日から当該年度が終了する日までとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業が完了したときに市長に提出する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岩国市買い物弱者支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し(請求書、領収証等)
- (3) 移動販売車の写真(改造又は改良に係る車両については、当該改造又は改良を行った後のもの)
- (4) 移動販売に使用する車両の自動車検査証の写し
- (5) 移動販売を実施した日の販売ルートを記載した報告書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、岩国市買い物弱者支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が市長に提出する書類は、岩国市買い物弱者支援事業費補助金請求書(様式第7号)とする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する請求書を受領した場合は、30日以内に当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、自然災害等補助事業者の責めに帰すことができない事由により事業継続が困難となった場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 移動販売車の購入に係る補助金の交付を受けた補助事業者が、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年以内に事業を廃止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第135号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日要綱第102号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付要綱による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国市買い物弱者支援事業費補助金交付要綱による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額等
1 移動販売車の購入又はリースに係る事業	移動販売車の購入費用又はリース費用（車両本体及びラッピング、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備、電気設備その他市長が特に必要と認める経費）	1 及び 2 の補助対象経費の合算額の 2 分の 1 以内とし、100 万円を限度とする。ただし、過去に 1 又は 2 の補助金の交付決定を受けた者は、再度 1 又は 2 の補助金を受けることができない。
2 移動販売車への改造又は既存の移動販売車若しくは船舶の改良に係る事業	ラッピング、陳列棚、冷蔵設備、什器、ほろ、ひさし、放送設備、電気設備その他市長が特に必要と認める経費	（1 の補助金の交付を受けている事業者が船舶の改良を行う場合を除く。）
3 移動販売車による輸送又は船舶による海上輸送の運営に係る事業	燃料費（中山間地域内での移動販売に係る走行距離に直近 12 か月の燃料費の平均単価及び停車中の燃料消費相当分を勘案した額から算出した 1 キロメートル当たりの燃料費単価を乗じて得た額とする。こ	同一の補助対象者につき、移動販売車による輸送の運営に係る事業の場合は補助対象経費の 2 分の 1 以内の額又は 30 万円のいずれか低い額を限度とし、船舶による海上輸送の運営に係る事

	<p>の場合において、1キロメートル当たりの燃料費単価の算出方法については、別に定める。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車の検査及び同法第48条第1項の規定による自動車の定期点検整備に係る費用（点検・整備に係る経費に限る。）、修理費その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>業の場合は補助対象経費の3分の2以内の額又は30万円のいずれか低い額を限度とし、それぞれ1年度における補助金の交付は1回とする。</p>
--	---	---